



水無月に入り、蒸し暑い日が多くなりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① JIS Z 7252/7253 を改正（厚生労働省・経済産業省）

5月25日、JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）及びZ 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））が改正された。

今回の改正で JIS Z 7252/7253 は国連 GHS 文書第 6 版に準拠することになった。

主な改正点：▶分類項目/基準の追加や項目名の変更
▶「SDS を作成する濃度」の明確化
▶SDS への記載内容における「必須又は任意の別」の明確化

なお、旧規格から新規格への移行猶予期間として 3 年が設けられている。

[もっと詳しく☞](#)

[官報（令和元年5月27日）](#)
[日本工業標準調査会ホームページ](#)

② スtockホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果を公表

（経済産業省・環境省）

4月29日～5月10日に掲題の3条約の締約国会議（COP）が開催され、バーゼル条約ではリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの同条約規制対象への追加が決定された。2021年1月1日以降、汚れた廃プラスチックの輸出には相手国の同意が必要となる。ストックホルム条約の結果の一部は次頁で解説する。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（ニュースリリース：ストックホルム条約COP9）](#)
[経済産業省（ニュースリリース：バーゼル条約COP14）](#)
[環境省（ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について）](#)

③ 海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップを策定（経済産業省）

経済産業省は、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、海洋生分解性プラスチックの開発・導入普及を図るための主な課題と対策を取りまとめたロードマップを策定し、5月7日に公表した。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① TSCA インベントリ-の正式発効日を決定（米国 EPA）

米国EPAは5月15日、新たなTSCAインベントリ-の正式な発効日を2019年8月5日と発表した。発効日以降、非アクティブ物質を製造・輸入する場合は、事前にNOA（Notice of Activity）フォームBを介してEPAに通知する必要がある。

[もっと詳しく☞](#)

[Federal Register \(TSCA Inventory Notification \(Active-Inactive\) Requirements\)](#)
[US EPA \(TSCA Chemical Substance Inventory\)](#)

② PFOA・PFOS 汚染地下水のガイダンス草案を公表（米国 EPA）

米国環境保護庁（EPA）は4月25日、PFAS行動計画の一環として、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びペル/ポリフルオロアルキル物質（PFOS）のスクリーニング基準や回復目標の推奨値が示された飲料用地下水のガイダンス草案を公表した。

[もっと詳しく☞](#)

[US EPA \(Draft Interim Recommendations for Addressing Groundwater Contaminated with PFOA and PFOS\)](#)

特集：第9回ストックホルム条約締約国会議

今月号では、2019年4月29日からジュネーブで開催された、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）第9回締約国会議（COP9）の結果の一部をご紹介します。

本会議では、ジコホル並びにペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質について POPs 条約への追加が議論され、いずれも POPs 条約の附属書 A（廃絶）に追加されることが決定しました。

ジコホルは特定の用途を除外する規定（適用除外）なしで附属書 A への追加が決定され、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質はいくつかの用途について期限付きの適用除外が認められました。適用除外が認められた用途を右表に示します。これらのうち、7～9 の用途については

残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）による勧告案には含まれておらず、COP9 の場で検討され追加が決定しました。このように、最近の POPs 条約の COP では、POPRC での専門家による検討を経ず、COP において追加の適用除外が提案され、認められる例が見られる傾向があり、このような流れに懸念を示す専門家もいます。

今後は、ジコホル並びに PFOA とその塩及び PFOA 関連物質の製造・使用等の廃絶に向けて、我が国においても国内法での対応が進められることとなります。

表 PFOAとその塩及びPFOA関連物質について適用除外が認められた用途

1	半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス
2	フィルムに施される写真用コーティング
3	作業保護のための撥油・撥水繊維製品
4	侵襲性及び埋込型医療機器
5	液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム（移動式及び固定式の両方を含む。）における泡消火薬剤
6	医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタブロミド（PFOB）製造のためのペルフルオロオクタノール（PFOI）の使用
7	以下の製品に使用するためのポリテトラフルオロエチレン（PTFE）及びポリフッ化ビニリデン（PVDF）の製造 ・高機能性の抗腐食性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用繊維に用いる膜 ・産業用廃熱交換器 ・揮発性有機化合物及びPM2.5微粒子の漏えい防止可能な工業用シーリング材
8	送電用高圧電線及びケーブル製造のためのポリフルオロエチレンプロピレン（FEP）の製造
9	リング、Vベルト及び自動車の内装に使用するプラスチック製装飾品の製造のためのフルオロエラストマーの製造

お知らせ

○新 JIS Z 7252/7253 に対応した SDS/ラベル作成

JIS Z 7252/7253の改正に伴い、お手持ちの日本向け SDS/ラベルのお早目の見直しをお勧めします。CERI では6月下旬から新 JIS に対応した SDS/ラベル作成の受託を開始します。詳しくはお問合せください。

○セミナー「ケミカルリスクフォーラム研修コース」

（一社）日本化学工業協会主催のケミカルリスクフォーラム研修コース（第2回 6/14(金)、第3回 7月19日(金)@東京、WEB 中継あり）において、本機構の片桐職員、関沢職員、林職員が講師を務めます。

詳細はこちらをご覧ください☞ [ケミカルリスクフォーラム（年間カリキュラム）](#)

○セミナー「化学物質セミナー GHS 分類演習コース 入門編」

（一財）日本規格協会主催の化学物質セミナー（8/1(木)@東京、8/6(火)@大阪）において、本機構の奈良職員が講師を務めます。詳細はこちらをご覧ください☞ [化学物質セミナー GHS 分類演習コース 入門編](#)

○第 46 回日本毒性学会学術年会におけるワークショップ開催

6/26(水)～27(木)に徳島で開催される第 46 回日本毒性学会学術年会のワークショップセッションにおいて、本機構職員が参加している PDE 設定検討会による下記ワークショップが開催されます。

「医薬品製造現場における安全性確保

～トキシコロジストだからできる職業曝露限度値設定～」



ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 石井 (聡)、田辺)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp